

水質検査結果証明書

平成30年6月25日

有限会社 ワールド牧場 様

発行番号 NK016548-01B-2-2  
 分析機関名 ユーエーエー日本環境株式会社  
 代表者 代表取締役 丹野 幸久 印  
 所在地 神奈川県横浜市金沢区幸浦2丁目1番13号  
 電話番号 045-780-3851  
 計量証明事業者の登録番号 神奈川県濃度第1号  
 環境計量士 高木 正浩

平成30年6月25日

平成30年6月14日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

( 試料名: 流末② )

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 未満	0.003	0.03以下	JIS K 0102 55.4 (ICP/MS法)
シアン化合物	mg/l	0.1 未満	0.1	1以下	JIS K 0102 38.1.2及び38.5 (流れ分析法)
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	mg/l	0.1 未満	0.1	1以下	昭和49年環境庁告示第64号 付表1 (GC (FTD) 法)
鉛及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	0.1以下	JIS K 0102 54.4 (ICP/MS法)
六価クロム化合物	mg/l	0.05 未満	0.05	0.5以下	JIS K 0102 65.2.6 (流れ分析法)
砒素及びその化合物	mg/l	0.01	0.01	0.1以下	JIS K 0102 61.4 (ICP/MS法)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.005以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表1 (還元気化原子吸光法)
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	0.0005	検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号 付表2 (GC法)
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表3 (GC法)
トリクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
テトラクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.2以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
四塩化炭素	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.04以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.4以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	3以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.06以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
チウラム	mg/l	0.006 未満	0.006	0.06以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
シマジン	mg/l	0.003 未満	0.003	0.03以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表4 (固相抽出-HPCLC法)
チオベンカルブ	mg/l	0.02 未満	0.02	0.2以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表5 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)
ベンゼン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表5 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)
セレン及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	0.1以下	JIS K 0102 67.4 (ICP/MS法)
ほう素及びその化合物	mg/l	1 未満	1	10以下 (海城以外)	JIS K 0102 47.4 (ICP/MS法)
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8 未満	0.8	8以下 (海城以外)	JIS K 0102 34.4 (流れ分析法)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	6	1	100以下	JIS K 0102 42.1及び42.2、43.1及び43.2
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002 未満	0.0002	-	平成9年環境庁告示第10号 付表2 (HS-GC/MS法)
1,4-ジオキササン	mg/l	0.05 未満	0.05	0.5以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表7 (HS-GC/MS法)

備考

- 1.表中の「未満」とは定量下限値を下回ることをいう。
- 2.アルキル水銀化合物の「不検出」とは当該方法の定量下限値(0.0005mg/l)未満を示す。
- 3.アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物とはアンモニウム性窒素×0.4、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量である。

注 環境計量士とは、計量法施行規則 (平成5年通商産業省令第69号) 第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。  
 NK016548-01B-2-1より抜粋。

水質検査結果証明書

平成30年6月25日

有限会社 ワールド牧場 様

発行番号 NK016548-01B-1-2  
 分析機関名 有限会社ワールド牧場株式会社  
 代表者 代表取締役 丹野 幸久 印  
 所在地 神奈川県横浜市金沢区幸浦2丁目1番13号  
 電話番号 045738013851  
 計量証明事業者の登録番号 神奈川県濃原第1号  
 環境計量士 高木 正浩 印

平成30年6月14日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

( 試料名: 流末① )

項目	単位	測定値	定 量 下 限 値	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003 未満	0.003	0.03以下	JIS K 0102 55.4 (ICP/MS法)
シアン化合物	mg/l	0.1 未満	0.1	1以下	JIS K 0102 38.1.2及び38.5 (流れ分析法)
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPPNに限る。)	mg/l	0.1 未満	0.1	1以下	昭和49年環境庁告示第64号 付表1 (GC (FTD) 法)
鉛及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	0.1以下	JIS K 0102 54.4 (ICP/MS法)
六価クロム化合物	mg/l	0.05 未満	0.05	0.5以下	JIS K 0102 65.2.6 (流れ分析法)
砒素及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	0.1以下	JIS K 0102 61.4 (ICP/MS法)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.005以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表1 (還元気化原子吸光法)
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	0.0005	検出されないうこと	昭和46年環境庁告示第59号 付表2 (GC法)
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.003以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表3 (GC法)
トリクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
テトラクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.2以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
四塩化炭素	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.04以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
シス-1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.4以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	3以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.06以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
チウラム	mg/l	0.006 未満	0.006	0.06以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表4 (固相抽出-HPLC法)
シマジン	mg/l	0.003 未満	0.003	0.03以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表5 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)
チオベンカルブ	mg/l	0.02 未満	0.02	0.2以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表5 第2 (固相抽出-GC (FTD) 法)
ベンゼン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1以下	JIS K 0125 5.2 (HS-GC/MS法)
セレン及びその化合物	mg/l	0.01 未満	0.01	0.1以下	JIS K 0102 67.4 (ICP/MS法)
ほう素及びその化合物	mg/l	1 未満	1	10以下 (海城以外)	JIS K 0102 47.4 (ICP/MS法)
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8 未満	0.8	8以下 (海城以外)	JIS K 0102 34.4 (流れ分析法)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	1	1	100以下	JIS K 0102 42.1及び42.2, 43.1及び43.2
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002 未満	0.0002	-	平成9年環境庁告示第10号 付表2 (HS-GC/MS法)
1,4-ジオキササン	mg/l	0.05 未満	0.05	0.5以下	昭和46年環境庁告示第59号 付表7 (HS-GC/MS法)

備考

- 表中の「未満」とは定量下限値を下回ることをいう。
- アルキル水銀化合物の「不検出」とは当該方法の定量下限値(0.0005mg/L)未満を示す。
- アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物とはアンモニア、亜硝酸化合物、硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量である。

注 環境計量士とは、計量法施行規則 (平成5年通商産業省令第69号) 第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。  
 NK016548-01B-1-1より抜粋。